

令和5年江南市教育委員会3月臨時会会議録

開催年月日 令和5年3月15日（水）

場 所 江南市防災センター 研修室1

出席委員	教 育 長	村 良 弘
	教育長職務代理者	山 田 茂 美
	委 員	岩 田 正 武
	委 員	後 藤 鎮 全
	委 員	藤 田 佐知子

説明のため出席した職員

教育部長	梅 本 孝 哉
教育課長	茶 原 健 二
教育課管理指導主事（統括幹）	石 原 香 蔵
学校給食課長兼南部学校給食センター所長 兼北部学校給食センター所長	仙 田 隆 志
生涯学習課長兼少年センター所長	可 児 孝 之

事務局職員 教育課主任 小 川 貴代志

傍聴者数 0名

議事日程

日程第1	会議録署名者の指名
日程第2	報告事項 新学校給食センター整備等事業に係る要求水準書（案）について
日程第3	協議題
	1. 歴史民俗資料館で展示している久昌寺本堂古材の表記内容について
	2. 令和5年度定期人事異動内示について

午前9時26分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会3月臨時会を開会いたします。

△日程第1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第1、会議録署名者には、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、後藤鎮全さん、藤田佐知子さんを指名いたします。

△日程第2 報告事項 新学校給食センター整備等事業に係る要求水準書（案）について

△日程第3 協議題1 歴史民俗資料館で展示している久昌寺本堂古材の表記内容について

○教育長 協議題1、歴史民俗資料館で展示している久昌寺本堂古材の表記内容についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

（生涯学習課長 資料に基づき説明）

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 資料の変更・削除点にある、①の古材に表示している蛤刃の加工跡については、歴史民俗資料館で実際に確認したが分かりにくい。②については、長谷川氏が確認できたという内容であるが、市が確認できたと捉えられる可能性があるので、「報告した」とした方が良いのではないかと考える。

○山田委員 文化財保護委員でも色々な分野の方がいると思うが、長谷川氏と同じ分野の方はいるのか。いるのであれば他の委員の意見も含めたほうがよいのではないか。また、久昌寺の所有者の意見は反映する必要はないのか。

○生涯学習課長 長谷川氏は建物に関する専門の委員ですが、その他の委員で同じ分野の方はおみえになりません。今回の表記内容については長谷川氏に調査を依頼し、その報告に基づいたものです。また、久昌寺の所有者の意見については新聞記事にも掲載されていますが、表示内容については納得されていないので、意見は問わず修正する内容のみをお伝えする予定です。

○藤田委員 長谷川氏の経歴については表記しているのか。

○生涯学習課長 していません。市文化財保護委員のみ表記しています。

○藤田委員 表記内容に長谷川氏の経歴を示したほうが、来館者には納得していただけるのではないか。

○岩田委員 長谷川氏の調査報告に基づき、古材が天正時代に使われていた可能性があるとのことであるが、長谷川氏にはその根拠があるのか。

○生涯学習課長 調査報告については、2日間の調査で長谷川氏の目視により示されたもので、科学的な調査を行ったものではございません。しかしながら、元文化財調査官の経験に基づく判断により報告されたものです。

○岩田委員 長谷川氏の判断のみの説明で問題はないのか。

○生涯学習課長 今回の展示についてはその他の寄贈されたものとあわせて、長

谷川氏に依頼した調査結果を市民にお伝えすることを目的としたものです。

- 山田委員 この展示はいつまでこの内容とするのか。
- 生涯学習課長 常設展示ですので、内容を変更しない限りこのまま展示します。
- 山田委員 歴史民俗資料館は小中学生も来館し、地域の歴史を学ぶ場所でもあるので、事実に基づく表示内容とするようお願いする。
- 生涯学習課長 今回委員からいただいたご意見を参考に、改めて歴史民俗資料館と表示内容について協議し、結果につきましては後日報告させていただきます。
- 教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

協議第2 令和5年度定期人事異動内示について

- 教育長 協議題2 令和5年度定期人事異動内示についてを議題といたしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」ことになっています。本協議題については、「人事に関する事件その他の事件」に該当しますので、当該の議決については、非公開にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 教育長 御異議なしと認めます。よって、協議題2 令和5年度定期人事異動内示については、非公開とすることに決定いたしました。暫時、休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時12分 開議

- 教育長 以上で、当局より提出されました案件等はすべて終了しました。これをもちまして、教育委員会3月臨時会を閉会いたします。

午前10時13分 閉会